

佐用町外国語指導助手派遣業務仕様書

1 業務名称

国際理解教育事業 外国語指導助手派遣業務

2 業務目的

本仕様書は、佐用町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が佐用町立小学校及び中学校の児童・生徒に対し、外国語によるコミュニケーション能力の育成に資するため、派遣業務事業者(以下「事業者」という。)による外国語指導助手(以下「ALT」という。)を活用した教育を実施し、総合的な言語活動の支援と国際理解教育の推進を図ることを目的とする。

3 契約形態

本業務は、労働者派遣契約によるものとする。

4 契約期間及び派遣期間

(1)契約期間令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、契約期間満了の1か月前までに、佐用町並びに事業者のいずれからでも契約終了の意思表示のない限り、契約は1年間更新されるものとする。以降、同様の手続により令和11年3月31日まで最長3年を限度に契約の履行期間が更新されるものとし、同日をもって契約終了とする。

(2)年度開始前準備行為

本行為については、令和8年度予算の成立を前提に行う年度開始前準備行為であり、本派遣業務契約における予算が成立した場合には、当該契約予定者と令和8年4月1日に契約を行うこととなる。ただし、令和8年4月1日時点においても契約予定者が参加要件のすべての項目を満たしている必要があり、参加要件を一項目でも満たしていないこととなった場合は失格となる。この場合においては、次順位以下の参加要件を全て満たす者と契約を行うこととなる。なお、本派遣業務契約における予算が成立しなかった場合には契約を行わない。この場合、本件に要したすべての費用について佐用町に請求することができず、参加者の負担となる。

5 業務履行場所

佐用町立小学校・中学校(計8校)および教育委員会が指定する場所

1	小学校	佐用小学校	兵庫県佐用郡佐用町佐用 286 番地 1
2		上月小学校	兵庫県佐用郡佐用町上月 861 番地
3		南光小学校	兵庫県佐用郡佐用町西徳久 1121 番地 1
4		三日月小学校	兵庫県佐用郡佐用町乃井野 1548 番地
5	中学校	佐用中学校	兵庫県佐用郡佐用町本位田乙 104 番地 5
6		上月中学校	兵庫県佐用郡佐用町上月 901 番地
7		上津中学校	兵庫県佐用郡佐用町下徳久 1357 番地
8		三日月中学校	兵庫県佐用郡佐用町乃井野 1700 番地

6 業務履行に係る ALT 派遣人数

2 人

7 派遣事業者の業務内容等について

(1) 関係法令等の取り扱い

労働基準法、労働者派遣法、その他労務関係法規を遵守し、派遣法により派遣業務事業者に義務付けられている諸手続きを行うこと。

(2) 個人情報等の取り扱い

個人情報等の取り扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、佐用町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年 3 月 2 8 日条例第 10 号）を遵守すること。

(3) ALT の派遣

条件を満たす ALT を派遣すること。原則として、同一学校に同一の ALT を継続して派遣すること。

(4) 情報提供

ALT に対し、派遣開始初日までに派遣先の所在地や通勤方法の確認及び伝達を行う等、勤務に必要な就業場所に関する情報提供を行うこと。その他、派遣業務に関する情報を適宜、教育委員会事務局及び派遣先へ提供すること。

(5) 責任者の選任

ALT を管理・統率するための責任者を定めること。責任者には、十分に責任を取り得るべき立場にある者を充てること。

(6) コーディネーターの選任

ALT の日々の勤務を適正に管理するため、佐用町担当コーディネーターを選任すること。担当コーディネーターには、十分に責任を取り得るべき立場にある者を充てること。

(7) 苦情処理担当者の選任

ALT からの派遣就業に関する苦情の申出を受ける苦情処理担当者を選任すること。

苦情処理担当者には、十分に責任を取り得るべき立場にある者を充てること。

(8) 研修等の実施

ALT に対する事前研修及び定期研修を実施し、業務遂行に必要となる実践的な指導力を身に付け、それを向上させること。

(9) ALT の変更

ALT の要件に該当しない場合、及び教育委員会や派遣先から ALT の業務改善及び変更の要請があった場合、その他やむをえない事情が生じた場合は、事業者は速やかに要請に対応する措置を図ること。また、速やかに人員補充できる体制を常に構築しておくこと。

(10) 配置計画の作成

派遣先の学校ごとに、ALT を派遣する日程についての配置計画を作成し、適宜調整および変更、連絡を行うこと。

(11) 報告書の作成

事業者は、指導内容や派遣の状況について、教育委員会事務局への報告を定期的に行うとともに、報告書を提出すること。その他の報告書については、別途協議すること。

(12) 指導監督義務

天災、事故、法律違反等の各種トラブルへの危機管理を行うこと。トラブルが発生した場合（民事・刑事事件、違法行為、交通事故等の通勤途中における事故災害を含む）は事業者が責任を持って対応を行うこと。

8 ALT の業務内容

事業者は、教育委員会事務局職員並びに佐用町立小学校・中学校の校長、教頭及び外国語担当教員、学年担当教員の指示のもと、佐用町立小学校・中学校に ALT を派遣し、次の各号に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 教育課程に基づく外国語教育及び国際理解教育に関すること。
- (2) 教材作成及びスピーチコンテスト等における判定、助言、指導。
- (3) 学校行事や特別活動等の教育活動における語学指導および児童生徒との交流。
- (4) 教職員への外国語教育に関する指導方法の提案。
- (5) 長期休業期間中の学校内外での行事運営支援。
- (6) 上記(1)から(5)に付随又は関連する業務。
- (7) その他、双方が協議の上で合意した業務。

9 ALT の業務履行日時

- (1) 履行日は、原則として月曜日から金曜日とする。土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日、佐用町立学校の休校日及び教育委員会事務局が指定する日は業務の履行を要しないものとする。ただし行事等の都合上においては、これらの日

に派遣を依頼する場合がある。

- (2) 業務の履行は、原則として午前 8 時 30 分から午後 4 時 00 分の間とする。なお、休憩時間は 1 日あたり 1 時間を越えない範囲で設ける。
- (3) 年間勤務日数は原則合計 240 日とする。
- (4) 上記 (1) から (3) の詳細は、教育委員会事務局と事業者の協議・合意のうえ、決定する。
- (5) 業務履行場所において、行事等の都合上、業務履行日時を変更する場合は、あらかじめ教育委員会事務局と事業者の協議・合意のうえ変更することができる。なお、業務履行日時を上記 (1) に定める勤務を要しない日に変更する場合は、勤務日の振替にて対応するものとする。

10 ALT の条件

ALT は次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 定期健康診断等を受診し、心身ともに健康であり通年勤務できること。
- (2) 英語を母国語とする、または同等の英語力を有しており、小学校の外国語活動教材及び外国語教科書、中学校の外国語教科書において扱われる現代の標準的な発音ができること。
- (3) 4 年制大学以上の教育機関を卒業した者、またはこれと同等以上の資格を有する者で、日本での就労において必要な査証等を有し、適法な在留資格・期間を有していること。
- (4) ALT として十分な経験を積んだ者、または十分研修を受けており指導に長けている者。さらに、その研修態度及び成績が良好で、資質等において学校教育に携わるに適した者であること。佐用町の必要とする水準の資質、能力、教育技術を有すること。
- (5) 教職員や児童生徒とコミュニケーションを図る上で十分な日本語会話能力があること。
- (6) 日本の文化等に関心があり、日本の生活や教育に適応し、教職員や児童生徒と積極的にコミュニケーションを図ることができること。
- (7) 通勤及び各学校への自動車等での移動が自分で行えること。
- (8) 犯罪にかかわる刑罰等の執行猶予を受けていないこと。
- (9) 職務専念義務および守秘義務を雇用後においても厳守し、指導者として相応しい態度や服装であること。
- (10) 教職員に対して適切かつ効果的な指導方法を提案することができ、授業に関する準備・支援を積極的に行うことができること。
- (11) その他、教育委員会事務局と事業者が同意する事項。

11 派遣契約金額について

契約期間を更新した場合の契約金額についても、令和 8 年度当初の契約金額と同一金

額とし、年度ごとに支払うものとする。

派遣契約料は次の各号の内容を含むものとする。

- (1) 配置場所での指導料
- (2) ALT の研修費
- (3) 教材費
- (4) 通信費
- (5) その他必要な諸経費(交通費、諸手当、各種保険、サービス管理費等)
- (6) 消費税

12 支払方法

費用の支払いは、令和8年4月1日から令和9年3月31日(12か月分)とし、毎月後払いとする。教育委員会事務局は、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。各月において教育委員会事務局が支払う額は、契約額支払期間の支払総額を支払期間月数(12か月分)で均等に分割した額とする。端数が生じた場合は、最終月の請求書により清算する。

13 その他

- (1)教育委員会事務局は、事業者の事業内容について、定期または随時に評価を行い、その結果、派遣契約書及び仕様書で定められた内容を満たしていないことが判明した場合は、派遣料の減額または契約の解除を行うことができる。
- (2)事業者は、派遣するALTに対し、児童・生徒や教職員に対する体罰やハラスメント防止等の人権擁護教育を適宜行わなければならない。また、ALTが遵守しなければならない事項は、教職員の禁止・制限事項に準じるものとする。なお、教育委員会事務局は、前記に著しく支障がある場合は、事業者には是正を要求することができ、事業者は是正の要求があったときは、迅速かつ誠意をもって対応しなければならない。
- (3)事業者は、業務上知りえた秘密を漏らさないこと。そして、その職を退いた後及び契約終了後も同様とする。
- (4)事業者は、業務を履行するにあたり宗教活動及び政治活動を行わないこと。
- (5)事業者は、法令を遵守するとともに、佐用町外国語指導事業に係る派遣契約書並びに本仕様書の記載および法的な枠組みに従い誠実かつ忠実に業務を履行すること。
- (6)派遣先での勤怠管理等の詳細は、派遣先との協議によるものとする。
- (7)佐用町担当コーディネーターは、教育委員会の指定する学校、あるいは独自に判断した学校を巡回し、ALTの生活全般に係る相談はもとより、児童生徒に対する指導に関する相談等を行い、必要であればその指導も行うこと。
- (8)その他、この仕様書に定めのない疑義が生じた場合は、教育委員会事務局と協議のうえ別途定めることとする。